

申請前に要チェック!

## 地域コミュニティー構築支援活動配分 対象・対象外の判断目安 Yes/Noチャート

※あくまで目安です。

申請者は第2層コーディネーターを有する法人または第2層協議体ですか？

Yes

No

特定の個人的活動と思われるものは配分対象外です。

(代表者一個人の判断で会の意思を決定する団体は、たとえ「〇〇会」と名乗っていても個人的活動と判断せざるを得ません。)

事業ごとの収支計算だけでなく、会全体の1年間の会計を決算し、会の財産状況を明らかにしていますか？

(収支を記録し、領収書等を適正に保管し、1年間の収支総額・繰越金状況・預金残高等を明確に示せますか?)

Yes

No

財産管理の状況等が不十分な団体は配分対象外です。

(たとえ小規模な団体であっても、配分金を託すためには、財産状況等をオープンにできる透明性や公益性が必要です。)

申請する内容は、地域住民主体並びに地域住民参加型の事業ですか？

Yes

No

申請法人・団体を維持運営するための経費は対象外です。

(事務所経費、役職員経費、会員募集にかかる経費など)

他団体または下部組織への運営費補助事業は対象外です。

会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業は対象外です。

申請する内容は、介護保険事業以外の事業ですか？

Yes

No

介護保険事業は配分対象外です。

申請する内容は、行政からの委託事業以外の事業ですか？

Yes

No

行政からの委託事業は「原則」配分対象外です。

例外として、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものは対象となります。

- ① 委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が、概ね6割以下のもの
- ② 小規模事業で、事業を運営する法人・団体の財政基盤が脆弱なもの
- ③ 委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

例外の場合

今回の申請事業は、連続受配3年目以内ですか？(1事業ごとにカウントする。)

Yes

No

1事業につき連続3年を超えて受配できません。※要相談

配分上限額は、1事業3万円で2事業まで(1法人・団体6万円まで)です。